

2017年度春学期 地方分権論 A 講義資料目次

早稲田大学・公共経営大学院

教授 片木 淳

第1回 オリエンテーション

<授業概要>

<授業の到達目標>

<授業計画>

<教科書>

<参考文献>

<成績評価方法と論文作成>

(次回討論資料)

毎日新聞社説「辺野古訴訟 疑問残る最高裁の姿勢」(2016年12月14日)

第2回 辺野古をめぐる国と地方の争い

- 1 辺野古新基地建設問題の経緯(年表)
- 2 沖縄の米軍基地の現状と普天間基地
 - 2.1 沖縄の米軍基地の現状
 - 2.2 普天間飛行場
 - 2.2.1 普天間飛行場の概要
 - 2.2.2 普天間飛行場の周辺状況
 - 2.2.3 普天間飛行場がもたらす問題
- 3 国地方係争処理委員会の審査
 - 3.1 沖縄県知事の国地方係争処理委員会への審査申出書(平成28年3月22日、抜粋)
 - 3.1.1 第三者委員会の設置
 - 3.1.2 第三者委員会の検証結果
 - 3.1.3 本件埋立承認取消
 - 3.1.4 結語
 - 3.2 国地方係争処理委員会の審査結果(2016年6月20日、要約抜粋)
- 4 福岡高裁那覇支部判決と翁長知事のコメント
- 5 沖縄県の上告とその理由
 - 5.1 上告の制限規定
 - 5.2 沖縄県の上告理由書(憲法違反、2016年10月3日)
 - 5.3 沖縄県の上告受理申立理由書(最高裁判所の判例違反その他の法令解釈に関する重要な事項、2016年10月3日)
- 6 最高裁判決と翁長知事のコメント

- 6.1 最高裁の判決（2016年12月12日）
- 6.2 最高裁の判決（2016年12月20日）
- 6.3 最高裁判決を受けた翁長知事のコメント
- 7 琉球民族独立総合研究学会 設立趣意書（一部抜粋）
- 8 関係法令規定
 - 8.1 地方自治法（抜粋）
 - 8.2 公有水面埋立法（抜粋）

（次回討論資料）

機関委任事務制度の廃止（平成8年12月20日、地方分権推進委員会第1次勧告、抜粋）

第3回 地方分権の歴史

- 1 第1期地方分権改革の経緯
 - 1.1 年表
 - 1.2 地方分権の推進に関する決議
 - 地方分権の推進に関する決議（平成5年6月3日、衆議院）
 - 地方分権の推進に関する決議（平成5年6月4日、参議院）
 - 1.3 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（「地方分権一括法」平成12年4月1日施行）

- 2 第1期地方分権改革の成果

- 2.1 国と地方の役割分担
- 2.2 機関委任事務の廃止
 - 2.2.1 機関委任事務の廃止に伴う新たな事務の考え方（参考1）分権改革以前の地方自治体の事務（機関委任事務以外）（参考2）現行地方自治法第2条
 - 2.2.2 自治事務と法定受託事務の法律上の取扱いの違い

（次回討論資料）

地方分権改革有識者会議「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」（平成26年6月24日、抜粋）

第4回 地方分権と地域主権

- 1 安部内閣の地方分権政策
 - 1.1 地方分権改革推進本部長・安倍内閣総理大臣挨拶（平成25年3月8日、第1回 地方分権改革推進本部会議 議事要旨）
 - 1.2 地方分権改革推進本部の設置について（平成25年3月8日、閣議決定）
 - 1.3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備

- に関する法律」(平成 25 年法律第 44 号)
 (第 3 次地方分権一括法、平成 25 年 6 月 7 日成立、同 6 月 14 日公布) の概要
- 1.4 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成 26 年法律第 51 号)
 (第 4 次地方分権一括法、平成 26 年 5 月 28 日成立、6 月 4 日公布) の概要
- 1.5 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
 (第 5 次地方分権一括法、平成 27 年 6 月 19 日成立、同 6 月 26 日公布) の概要
- 1.6 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
 (第 6 次地方分権一括法、平成 28 年 5 月 13 日成立、同 5 月 20 日公布) の概要
- 1.7 「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望(概要)～」(平成 26 年 6 月、地方分権改革有識者会議)
- 2 民主党政権の地域主権政策
- 2.1 地域主権戦略大綱 (平成 22 年 6 月 22 日閣議決定、抜粋)
- 2.2 地域主権 3 法
- 2.2.1 地域主権第 1 次一括法(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)(平成 23 年 4 月 28 日成立) の概要
- 2.2.2 国と地方の協議の場に関する法律 (平成 23 年 4 月 28 日成立) の概要
- 2.2.3 地域主権第 2 次一括法(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)(平成 23 年 8 月 30 日成立) の概要
- 3 「地域主権」の概念
- 3.1 松下圭一「市民による政府信託論」(抜粋)
- 3.2 「主権」と「自治権」
- 3.3 「地域」と「地域政府」
 地域政府(地方政府) 概念図
 (次回討論資料)
 「三位一体改革論議」(平成 18 年 3 月 6 日、参議院予算委員会、議事録抜粋)

第 5 回 三位一体の改革

- 1 「三位一体の改革」の経緯(年表)
- 2 地方分権一括法附則第 251 条と参議院附帯決議
- 2.1 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律附則第 251 条(検討)
- 2.2 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議(平成 11 年 7 月 8 日参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会、抄)
- 3 地方の歳出規模と地方税収入の乖離(平成 16 年度)

- 4 片山試案（平成 14 年 5 月 21 日）
- 5 『三位一体の改革』の成果」（平成 17 年 12 月 27 日閣議口頭報告）
- 6 地方六団体「三位一体の改革」に関する政府・与党合意に対する声明（平成 17 年 12 月 1 日）
- 7 地方財政歳入歳出決算額の推移
 - 7.1 歳入決算額内訳の推移
 - 7.2 歳出決算額の目的別内訳の推移（次回討論資料）

朝日新聞記事「ふるさと納税返礼にVAIO使わせて 安曇野市が要請」（2017 年 4 月 26 日）

第 6 回 課税自主権

（参考 1）ふるさと納税制度の概要

（参考 2）ふるさと納税に係る返礼品の送付等について（平成 29 年 4 月 1 日）

- 1 地方税の概要
 - 1.1 租税体系
 - 1.2 国税・地方税の税収内訳（平成 27 年度決算）
- 2 課税自主権
 - 2.1 課税自主権の活用（地方分権改革推進委員会資料）
 - 2.2 超過課税と法定外税
 - 2.3 法定外税の状況
 - 2.4 法定外税の新設等の手続
 - 2.5 超過課税の状況

（次回討論資料）

地方交付税をめぐる国会論議（平成 29 年 1 月 27 日、衆議院・総務委員会、抜粋）

第 7 回 地方交付税

- 1 地方交付税制度
 - 1.1 地方交付税の性格と機能
 - 1.2 地方交付税の総額と種類
 - 1.3 普通交付税の額の算定方法
 - 1.4 普通交付税の単位費用 地方交付税法別表（第 12 条関係、29 年度 市町村分より抜粋作成）
 - 1.5 地方交付税法の規定
- 2 地方交付税の配分状況と地方財政対策
 - 2.1 平成 28 年度 普通交付税交付額（道府県分・市町村分）

- 2.2 平成 28 年度普通交付税不交付団体一覧表
- 2.3 国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成 29 年度当初）
- 2.4 地方財政の財源不足の状況
- 2.5 平成 28 年度 臨時財政対策債発行可能額

（次回討論資料）

自主戦略交付金をめぐる国会論議（参議院・予算委員会、平成 25 年 3 月 29 日、抜粋）

第 8 回 地域自主戦略交付金

- 1 国庫負担金と国庫補助金
 - 1.1 国庫負担金
 - 1.2 国庫補助金
 - 1.3 地方向け補助金等の全体像（平成 29 年度予算）
- 2 地方分権推進委員会第 2 次勧告（平成 9 年 7 月 8 日）
- 3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（抜粋）
- 4 地域自主戦略交付金
 - 4.1 民主党政権マニフェスト（平成 21 年衆議院選挙時、抜粋）
 - 4.2 ひも付き補助金の一括交付金化（平成 22 年 6 月 22 日、「地域主権戦略大綱」抜粋）
 - 4.3 地域自主戦略交付金 5,120 億円
 - 4.4 「ひも付き補助金」の一括交付金化（総務省「平成 23 年版地方財政白書」より抜粋）
 - 4.5 一括交付金の拡充
 - 4.6 地域自主戦略交付金の評価（当時の内閣府・地域主権戦略室調査）
- 5 （例）社会資本整備総合交付金制度の変遷
- 6 地方創生推進交付金 29 年度予算額 1,000 億円（28 年度予算額 1,000 億円）
（次回討論資料）
「市制町村制」（明治 21 年 4 月 17 日）理由（モッセ起草）

第 9 回 日本の地域主権の歴史（戦前）

- 1 戦前の地方自治の歴史
 - 1.1 年表
 - 1.2 「船中八策」 慶応 3（1867）年 6 月 夕顔丸 坂本龍馬 後藤象二郎
 - 1.3 「五箇条の御誓文」 慶応 4（1868）年 3 月 14 日
 - 1.4 廃藩置県ノ詔書（抜粋）
 - 1.5 「民撰議院設立建白書」 明治 7（1874）年 1 月 17 日 副島、後藤、板垣等
 - 1.6 内務卿 大久保 利通 「三新法」に関する呈進書（抄）
（参考）大規模士族叛乱

- 1.7 国会開設の詔勅 明治 14 (1881) 年 10 月 12 日
 - 1.8 「市制町村制」(明治 21 年 4 月 17 日)に関する山県有朋内務大臣の講究会演達 (同年 2 月 13 日、抄)
 - 2 明治地方制度の基本構造
 - 3 シュタイン都市条令(1808 年 11 月 19 日、「プロイセン王国の全都市にたいする条令」)の概要
(次回討論資料)
- シャウプ使節団日本税制報告書 (1949 年 8 月 27 日)「付録 A 地方団体の財政」(抜粋)

第 10 回 日本の地域主権の歴史 (戦後)

- 1 戦後の地方自治の歴史 (年表)
 - 2 「シャウプ使節団日本税制報告書 (昭和 24 (1949) 年 8 月 27 日、抜粋)」
 - 3 地方行政調査委員会議「行政事務再配分に関する勧告」(昭和 25 (1950) 年 12 月 22 日、神戸勧告、抜粋)
 - 4 臨時行政調査会「行政改革に関する第三次答申」(「基本答申」、昭和 57 (1982) 年 7 月 30 日、抜粋)
 - 5 新制中学校の発足
 - 6 現行警察制度の誕生
(次回討論資料)
- ヴァイツゼッカー「地方自治体の意義」

第 11 回 各国の地域政府

- 1 英国 スコットランド等のデボリューション
 - 1.1 英国 (グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国)
 - 1.2 スコットランド等のデボリューションの経緯と内容
- 2 英国の地域政府
 - 2.1 英国の地域政府
 - 2.2 イングランドの 9 つのリージョン制
 - 2.3 自治体制度改革
 - 2.4 地方主義法 Localism Act 2011 (「地域主権法」)
- 3 アメリカの地域政府
 - 3.1 アメリカの地域政府の種類
 - 3.2 アメリカの地域政府数の推移
 - 3.3 地域政府の組織体制 (各州の権限)
 - 3.4 人口 2,500 人以上の自治体の組織体制
- 4 ドイツの地域政府

- 4.1 ドイツの地域政府（地方自治体）数
- 4.2 ドイツ各州の市町村制度
- 4.3 ドイツ市町村制度改革の経緯
- 5 フランスの地域政府
 - 5.1 フランスの地域主権改革
 - 5.2 フランスの地域政府の数
 - 5.3 人口段階別地方自治体数（2014年）
 - 5.3.1 コミューン communes
 - 5.3.2 県 départements
 - 5.3.3 州 régions
 - 5.4 フランスのコミューンの広域行政組織とその数
(次回討論資料)

欧州評議会「European Charter of Local Self-Government」(1985年、抜粋)

第12回 世界地方自治憲章と日本国憲法第8章の改正

- 1 EU（ヨーロッパ連合）の深化と拡大
(参考) リヒアルト・クーデンホフ・カレルギー
 - 2 IULAの世界地方自治宣言
 - 3 国連の世界地方自治憲章案
 - 3.1 経緯
 - 3.2 地方6団体からの政府に対する意見申請
 - 4 ヨーロッパ地方自治憲章等の比較表
 - 5 補完性の原理 subsidiarity principle , Subsidiaritätsprinzip
 - 6 衆議院憲法調査会報告書（平成17（2005）年4月15日、抜粋）
 - 7 参議院「日本国憲法に関する調査報告書」（平成17（2005）年4月、抜粋）
 - 8 全国知事会「日本国憲法改正草案要綱（案）」（平成28年11月28日）(次回討論資料)
(次回討論資料)
- ペリクレスの葬送演説（BC.431年、抜粋）

第13回 古代アテネの民主政と地方自治

- 1 アテネの民主制の誕生
 - 1.1 古代アテネ民主制の歴史 年表
 - 1.2 ソロンの改革（BC.594）
 - 1.3 クレイステネスの改革（BC.508）
 - 1.4 ペルシア戦争と古代アテネの民主制
- 2 古代アテネの民主制

- 2.1 アテネ市民による直接民主制
- 2.2 古代アテネの民会会議場 — プニュクスの丘
- 2.3 アテネ民衆裁判所における法廷の編成手続き
- 3. プラトンの哲人政治
(次回討論資料)
新固有権説 (プーブル主権説)

第 14 回 地方自治の根拠等と今後の地方分権改革

- 1 地方自治の根拠 固有権説と伝來說
 - 1.1 学説
 - 1.2 大牟田市電気税訴訟第一審判決 (福岡地判昭和 55 年 6 月 5 日、抜粋)
 - 1.3 新固有権説 (プーブル主権説)
 - 1.4 国の行政と地方公共団体の行政執行権に関する政府答弁
 - 1.5 直接民主制と地方自治
 - 1.6 ルソー「社会契約論 LE CONTRAT SOCIAL」(1762 年、抜粋)
- 2 地方自治の必要性
 - 2.1 補完性の原理 subsidiarity principle , Subsidiaritätsprinzip
 - 2.2 民主主義
 - 2.4 ブライス『近代民主政治』
 - 2.5 ローカル・オブティマム
(平成 14 年 6 月 17 日、地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する中間報告—自主・自立の地域社会をめざして—」)
- 3 地方自治の本旨
 - 3.1 「団体自治」と「住民自治」
 - 3.2 政府答弁『地方自治の本旨』の意義
 - 3.3 住民自治と団体自治の系譜
 - 3.4 地方自治法における住民自治と団体自治
- 4 地方分権推進委員会 最終報告 (平成 13 年 6 月 14 日、抜粋)
 - 第 4 章 分権改革の更なる飛躍を展望して
 - I 地方財政秩序の再構築
 - II 地方公共団体の事務に対する法令による義務付け・枠付け等の緩和
 - III 地方分権や市町村の合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討
 - IV 事務事業の移譲
 - V 制度規制の緩和と住民自治の拡充方策
 - VI 「地方自治の本旨」の具体化
- 5 福沢諭吉『分権論』(明治 10 年 11 月、抜粋、一部当用漢字に変換)